

新石垣空港整備事業の事業認定に係る  
社会资本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成20年6月9日（月）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議題 新石垣空港整備事業の事業認定関係
4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき内閣府沖縄総合事務局長から付議され、社会资本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された「新石垣空港整備事業、これに伴う附帯工事並びに一般国道390号及び農業用道路付替工事」について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする内閣府沖縄総合事務局長の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会资本整備審議会令第6条第6項及び社会资本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会资本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 需要予測、経済性には問題がなく、日本全体のことを考えても、石垣島に中型ジェット機が就航できる空港が必要な点も理解できる。十分環境に配慮した工事をしていただきたいと考えるが、当初の白保海上案が発表された頃と起業者の環境に対する認識も大きく変わってきており、かなり環境に配慮した工事ができるのではないか。
- ・ コウモリ保全対策については、事前に調査し得る範囲で対策を講じているものと思われ、工事中及び供用開始後においてもモニタリング調査等の事後調査を行うこととしていることから、それ以上の対応を求めるることは難しいのではないか。
- ・ 空港建設位置の選定については、地元での合意があれば公益性があるということではないが、位置選定委員会等、いろいろな経緯の中で、十分に地元の合意を図る手続を行い、その結果として申請案の空港位置が選定されているという事実は、公益性の判断材料として一つの重要な要因と考えてよいのではないか。
- ・ 選択肢の中では最善の案であるということは理解できる。特段の不合理があるとは認められないのではないか。
- ・ 石垣島は、観光地としても今後大きなニーズがあり、そのため需要予測については問題ないが、逆に観光地として自然を大切に考える地域であるため、環境面での反対があるようと思われる。
- ・ サンゴ等に対する赤土対策については、海面の上昇や豪雨型の降雨が増えているなど気象条件の変動が起こっていることから、供用開始後においてもモニタリング調査を行うとしているが、継続して適切な対策を講じていくことが必要である。
- ・ 今回の建設予定地の地質は、赤土の流出が問題とされている川平湾の地質とは違うということだが、こうしたことが東京や関西にはあまり周知されておらず、地元との認識にギャップがあるようと思われる。
- ・ ビオトープ及びグリーンベルトについては、自然を壊して人工の自然をまた作るようなものにならないよう、今ある自然を再生する形での工法を工夫し、地元や自然保護側の人たちも納得できるように努めてもらいたい。